

院内保育所運営業務委託

仕様書

令和 8 年 1 月

国家公務員共済組合連合会

新別府病院

保育所導入の背景と目的

国家公務員共済組合連合会新別府病院（以下、「当院」という。）は、国家公務員共済組合法に基づき、組合員の福利厚生対策（結核対策病院）として昭和 30（1955）年 12 月に開設され、今年で 70 周年の節目の年を迎える。

現在までに大分県下二次医療圏にあって中核病院の役割を担うと共に、保険医療機関として地域に根ざした医療事業を展開し、保険診療を行ってきた。

平成に入り、二代目となる黒岩英病院長の辣腕により、病院経営は軌道に乗り、診療報酬改定にも後押しされ、病院経営はまさに「右肩上がり」であったが、折しも「郵政民営化」や「聖域なき構造改革」を推進した小泉純一郎内閣が誕生した、平成 13（2001）年以降、診療報酬改定は戦後初の「マイナス改定」となったあたりから、医療の世界は大きな変革を迫られるようになった。

当院が従来の出来高払い方式による医療費の算定方法から、DPC による包括評価方式に変更となったのは、平成 18（2006）年のことであったが、その 2 年後となる平成 20（2008）年には、実に 20 年振りの赤字決算に転じたことからもわかるように、「どんぶり勘定」では、病院経営は成り立たないことが証明されたのである。

平成 26（2014）年から向こう 3 か年に亘り、当院の悲願でもあった病棟建て替えが行われたが、この翌年となる平成 27（2015）年以降は、慢性的な赤字経営に陥り、翌平成 28（2016）年には、当院の母体である国家公務員共済組合連合会より「経営改善対象病院」に指定されるという苦い経験もあったが、職員一丸となって、これを払拭し、翌平成 29（2017）年には指定解除させることに漕ぎつけた。

ただ、令和の時代に入って未曾有のコロナ禍を迎えることとなり、医療費の高騰、物価、資材、人件費の高騰、世界的な経済不況も追い風となり、令和 5（2023）年 4 月よりコロナ感染症がインフルエンザ同様に「5 類感染症」にランク落ちしても、患者の受診抑制が現在も続いている。

令和 6（2024）年度、一年間を見ても病床数 263 床に対して平均的な病床稼働数は 170 床から 180 床で推移しているが、これは 80～90 床のベッドが常に「遊んでいる」状態を意味しており、赤字になるのは当然のことと言えよう。

また、一番患者数のあった時（令和 7（2025）年 2 月）ですら、230 床に到達すると、看護部長から「これ以上、患者の受入れが出来ない」といった通知がされたが、これ以上患者を入院させると看護基準である 7 対 1 看護が維持できないことを意味しており、数年来の看護師不足が経営不振を後押ししている格好となっている。

このように経営自体は大変苦しいものとなっているが、企業主導型保育施設の運営は平成 28（2016）年 4 月から開始しており、今年で丸 10 年を数え、職員の福利厚生の一環として、また、医師を含めた働き方改革の重要なツールとして今後も継続する考えである。

先般、令和 8 年度院内保育所運営業務委託契約について入札を挙行したが、残念ながら不落という結果に終わった。

これは、入札挙行日程から見て、実際の受託管理開始までの期間が短いこと、或いは単年度契約であること、結果として入札参加業者が1社しかなかったこと等に問題があるものと考えられた。

この結果を踏まえて、今回再度の入札公告を付すにあたり、契約開始の始期月に柔軟な変化を持たせる一方、極めて低年齢である入所者が毎年の入札によって運営受託者（以下、「受託者」という。）が都度変わる可能性を解消させるべく、複数年契約に切り替える等、柔軟な対応とした。

また、受託管理に係る消費税については、令和6（2024）年に国税庁が「企業主導型保育施設の運営を委託した場合の取扱い」を公表したことにより、認可外保育施設の届出が行われており、都道府県知事より平成17（2005）年厚生労働省告示第128号に定める要件を満たす旨の証明書の交付を既に受けている受託者にあっては、「社会福祉事業として行われる資産等の譲渡等」に該当するものとして、委託費は非課税扱いとすることも当院の経営状況に鑑みた場合、極めて重要だと言えよう。

このような経緯により、入札仕様書の一部を変更するに至ったが、先達が築いた70年の歴史ある当院を今後、75周年、そして100周年と繋げるために見直されたものと解して頂けると幸甚である。

受託者は上述の通り、当院が置かれている状況が非常に厳しいものであるということを十分に理解された上、入札に参加されたい。

新別府病院院内保育所運営業務委託 仕様書

1. 設置施設及び規模等

(1) 設置場所：大分県別府市鶴見二丁目8番30号 新別府病院3階 にじいろ保育園

(2) 規 模：入所定員 12人

以下の構成を予定している。

0歳児： 6名

1歳児： 3名

2歳児： 3名

3歳児： 0名

4歳児： 0名

5歳児： 0名

2. 保育内容

(1) 保育対象

新別府病院（以下「当院」という）に勤務する者を保護者に持つ0歳児から5歳児の未就学児とする。

(2) 保育時間帯等

①通常保育時間： 8:00から18:00（ただし、延長保育は18:00～18:30とする）

②休所日： 日曜日、祝・祭日及び12月29日～1月3日

※利用者のいない日は休所可能とする。ただし当院の通常運用日については、双方協議の上、開所できるものとする。

③暴風時等の際の対応は当院の指示によるものとする。

④緊急時およびやむを得ない事情によって、休園することが検討される場合においては、当院と協議を行い決定するものとする。

(3) 一時保育

定員の空き状況に応じて、当院と協議の上、一時保育を実施するものとする。

3. 委託期間

運営

令和8年4月1日から令和11年3月31日まで（向こう3か年）

※但し、新規業者が落札した場合は下記の通りとする

令和8年10月1日から令和11年3月31日まで（向こう2年半）

※この場合、現行業者は新業者が稼働する直前となる令和8年9月30日までの間について運営を継続するものとする。但し、受託管理料については、入札結果に基づいたものとする。

4. 業務内容

(1) 基本事項

- ①受託者は自ら通常保育業務を行うこと。
- ②児童福祉法及び関係法令・通知を遵守すること。
- ③「認可外保育施設指導監督の指針」の別添「指導監督基準」に基づいて保育施設の運営を行うこと。

(2) 運営理念及び保育の方針

安全かつ快適な入所生活ができるよう良好な保育サービスを提供し、入所乳幼児の心身の健全な発達を促進することを目的として保育すること。

(3) 保育に従事する職員

- ①保育する乳幼児数に応じて、認可外保育施設指導監督基準を満たす人数の保育士を配置することとし、欠員が生じることのないよう、代替要員の確保等必要な措置を講ずること。
- ②業務従事者が業務に従事するために必要な資格を保有しているかの証明書類を当院に提示する。有事に際して必要な場合は、施設長の連絡先を当院へ提出する。
- ③豊富な知識と経験を有する者を業務責任者（保育園長）として1名配置し、責任体制を明確にするとともに病院との連絡、調整等をおこなうこと。
- ④保育知識、安全のための研修等を実施し、運営に必要な知識の習得に努めること。
- ⑤当院職員と同等の規則の遵守および必要な研修の履行に努めること。

(4) 給食、副食（おやつ）

委託者（病院）の選定した外部業者と、保護者との仲介をすること。
朝おやつは受託者で準備し提供すること。

(5) 健康、保健衛生

- ①受託者は、児童福祉施設最低基準に準じ、乳幼児に年2回の健康診断を実施すること。また、乳幼児の健康管理を記録し、保管すること。なお、乳幼児の健康診断費用は当院が支払うものとする。
- ②保育業務従事者の健康診断は受託者が行うものとする。
- ③「保育所における感染症ガイドライン」及び「保育所におけるアレルギー対策ガイドライン」については最新版に基づき適切な対応をとること。
- ④発熱等、利用者の健康状態が変化したときは、速やかに保護者に連絡する等の適切な措置を講じること。なお、連絡の基準等については、当院で協議するものとする。

(6) 一時保育

- ①定員の空き状況に応じて、当院と協議の上、一時保育を実施すること。
- ②一時保育の利用者に対する保育内容は、定員による利用者と同一のものとすること。
- ③原則として、一時保育にかかる保育士は増員しない。
- ④一時保育の保育料及び利用の手続き等については、当院と協議の上決定する。

(7) 必要な帳簿の作成

受託者は業務に必要な次の帳簿を備え管理すること。また、契約期間終了後は以下の全てを当院へ提出すること。

- ①保育台帳
- ②保育日誌
- ③身体の記録簿
- ④入所児の出欠記録簿
- ⑤業務日誌

(8) 事故への対応および保険加入

①受託者は乳幼児の事故が発生しないよう万全の対策を講じ、当院はこれに協力するものとし、事故が発生した場合、受託者は速やかに当院に報告するとともに誠意をもって対処するものとする。

②受託者は施設賠償責任保険に加入すること。

(9) 危機管理

- ①侵入者対策訓練等の十分な防犯対策を行い、犯罪防止に努めること。
- ②消火訓練、避難訓練を適宜実施し対応について万全を期すこと。また、安全点検についても定期的に実施すること。
- ③受託者は自然災害、人的災害及び事故等に対し、あらかじめ対応マニュアル等を作成すること。

(10) 施設及び備品の維持管理

- ①当院が貸与する備品は、善良なる管理者の注意をもって管理すること。
- ②器具、その他保育に必要な全ての機器は、常に整備・点検すること。
- ③業務が常に快適かつ衛生的に行われるよう、日常の必要な掃除を行うこと。
- ④施設の不備、不具合が明らかになったときは、直ちに当院へ報告し協議すること。

(11) 事業報告

保育日誌等を作成し、適切な管理運営を心がけるとともに、毎月事業報告をおこなうこと。事業報告の手順、方法、その他管理運営のための各種報告については別に定める。

(12) 家庭との連携、生活環境

利用者と十分協議、連携を図り、健康的に安全で情緒の安定した生活ができる環境を確保すること。

(13) 当院等との連絡対応

- ①当院が設置する保育所運営委員会に参加するなど、当院及び関係機関との連携を図り誠意を持って業務遂行すること。また、利用者からの意見等は当院に報告するとともに、責任をもって対応すること。

②当院との連絡及び調整を円滑に行うため、保育所運営全般を統括する責任者を指名す

ること。当該責任者は、月1回以上保育園を訪問し、運営状況の把握、課題の抽出、改善策の検討を行うこと。また、保育の質の向上、職員の育成、保護者との良好な関係構築等、総合的な観点から適正かつ効果的な運営に努めること。

(14) 料金の徴収方法

- ①保育料、給食代（含む午後のおやつ）は当院が利用者から徴収する。
- ②その他必要な諸雑費については、当院と協議の上、別途徴収方法を取り決める。

(15) 個人情報等管理

- ①個人情報の適切な保護を図ること。
- ②受託者及び業務に従事する者は、業務上知り得た情報および病院の業務で一般に公開されない情報を第三者に漏らし、又は他の目的に利用することのないよう万全の措置を講ずること。契約期間終了後も同様とする。
- ③業務を行うに当たり保有する情報を病院から求められた場合は、これに応じること。

5. 費用の負担区分

運営業務に伴う費用等の負担は次のとおりとする。

(1) 当院にて負担する費用

- ①備品
- ②保育所運営上必要な光熱水費
- ③保育所運営上必要な通信費
- ④施設、備品の修繕等の維持管理費用
- ⑤その他、病院が負担することが適当な費用
- ⑥乳幼児の健康診断に関する費用

(2) 受託者にて負担する費用等

- ①職員の健康管理及び教育訓練に係る費用
- ②保育所運営上必要な携帯電話に係わる通信費
- ③日常業務に必要な消耗品費・保育材料費
- ④行事費用
- ⑤施設賠償責任保険料
- ⑥午前のおやつ代
- ⑦その他、受託者が負担することが適当な費用

(3) 利用者が負担する費用

- ①保育料及び給食費
- ②副食代
- ③その他、利用者が負担することが適当な費用

(4) その他、上記に該当しない項目については、別途協議する。

6. 業務の負担区分

項目	委託者 (病院)	受託者
1 入園案内、利用規約の作成		○
2 入園手続、申込先	○	
3 保育利用表の提出		○
4 保育料の徴収	○	
5 保育業務・行事等の運営		○
6 午前のおやつの提供		○
7 給食・午後のおやつの提供	○	○
8 入所児童の健康管理に係る費用	○	
9 賠償責任保険の加入		○
10 業務に必要な保育備品・遊具の購入	○	
11 運営開始後の保育消耗品・衛生用品の購入		○
12 業務遂行上の必要により使用する水道光熱費	○	
13 電話機、FAX、洗濯機等の購入	○	
14 電話機、FAX 等に係る通信費等	○	
15 携帯電話に係わる通信費		○
16 P C ・プリンターの準備	○	
17 施設又は備品の修繕・管理費	○	
18 業務に従事する職員の健康管理に係る費用		○
19 業務に従事する職員の研修に係る費用		○
20 日常業務に必要な事務消耗品		○

※

※費用の徴収及び支払いは委託者が行い、発注及び配膳は受託者が行う。

7. 委託費

- (1) 每月の委託費については、請求を受けた月の当月の末までに支払うこととする。
- (2) 委託費の算出はできるだけ詳細に算定根拠を示すこと。(経費を全て見積もること)
- (3) 委託費は人件費(入所乳幼児に対する職員の配置人数及び業務従事時間数に応じ算定その他経費の合計額とする。
- (4) 委託費については、業務量等を勘案し、当院が必要と判断した場合には、受託者と交渉のうえ改定できるものとする。
- (5) 委託費に係る消費税については、令和6(2024)年に国税庁が「企業主導型保育施設

の運営を委託した場合の取扱い」を公表したことに伴い、認可外保育施設の届出が行われており、都道府県知事より平成17（2005）年厚生労働省告示第128号に定める要件を満たす旨の証明書の交付を既に受けている受託者にあっては、「社会福祉事業として行われる資産等の譲渡等」に該当するものとして、委託費は非課税扱いとする。

8. その他

（1）保育内容及び保育時間変更への対応

保育要望等の変化により、保育内容及び保育時間の拡大を求めるもあり得るので、その際には誠意をもって協議に応ずること。

（2）業務の引継ぎ

受託者は委託業務締結後、本仕様書に定めた期間中に現在の受託者との間で引継ぎを行うものとする。また、本業務の最終年度において、次期受託者が決定したときは、受託者の契約期間が終了するまでの委託者が必要と認める期間、本契約の遂行に必要な引継ぎを次期受託者に行い、委託者の業務に支障を来すことが無いように協力しなければならない。

また、保育の質の維持・向上と保育士を確保する観点から、院内保育所「にじいろ保育園」で勤務している現委託先社員について、本人への意思確認を行ったうえで、出来る限り継続雇用すること。

なお、引継ぎに要する費用等は、次期受託者と協議のうえ決定する。

（3）保育士証（写）の提出

受託者は、契約開始となる1週間前までに、にじいろ保育園に勤務を予定する保育士の保育士証の写しを用度課に提出すること。

なお、提出方法については電子媒体若しくは紙媒体のいずれかとする。

（4）その他

本仕様書に疑義が生じた場合及び本仕様書に記載されていない事項については、双方が誠意をもって協議して定めるものとする。